

(整理番号 2402)

茨城地方最低賃金審議会

本 審 議 第 2 回 議 事 要 旨 公開

開催日時	令和6年7月31日 9時30分 ～ 10時40分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定員 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定員 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定員 5 人
主要議題	(1) 関係団体の意見書及び意見陳述について (2) 要請等について (3) 中央最低賃金審議会の審議状況について (4) 令和6年度最低賃金に関する実態調査結果等について (5) 茨城県最低賃金専門部会委員の任命について (6) その他		
議事要旨	<p>○主な審議事項</p> <p>(1) 茨城ユニオン、茨城県自治体労働組合連合、茨城医療労働組合連合会、茨城県労働組合総連合、全日本年金者組合茨城県本部、いばらきコープ労働組合、JMITU茨城地方本部、全労連・全国一般労働組合茨城地方本部、全日本建設交運一般労働組合茨城県本部、いばらき一般労働組合、茨城県高等学校教職員組合、茨城県私立学校教職員組合連合、石岡地区農業協同組合労働組合、茨城県国家公務員労働組合連合会から茨城県最低賃金の改正諮問に対する意見書が提出された。 このうち茨城ユニオン、茨城県自治体労働組合連合、茨城医療労働組合連合会から意見聴取が行なわれた。</p> <p>(2) 日本共産党茨城県委員会、茨城県知事から要請書が提出された。</p> <p>(3) 中央最低賃金審議会答申(目安)の伝達説明について本省から録画の視聴指示があり、モニター画面を利用し中央最低賃金審議会会長からの説明を視聴した。 事務局から茨城県最低賃金と生活保護の整合性についての説明が行われた。</p> <p>(4) 事務局から最低賃金に関する実態調査結果の説明が行われた。</p> <p>(5) 事務局より茨城県最低賃金専門部会委員の任命等の説明が行われた。</p> <p>(6) その他</p> <p>① 労使双方から、金額審議に当たり基本的な考え方が示された。</p> <p>【労側委員主張】 審議に当たっては、地域における労働者の生計費・賃金水準を重視すること、物価動向、特に低所得者層における影響に配慮すること、マクロの経済成長を反映させること、ランク内の格差解消に努めていくこと、憲法25条、最低賃金法第1条、労働基準法第1条の趣旨を十分に考慮しつつ論議を行っていきたいと考えている。</p> <p>【使側委員主張】 最低賃金引き上げの影響を受けやすい、中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、賃上げの一方で、生産性を高めるための更なる行政支援策を講じて頂くことを強くお願いしたい。 最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法で定められた「法の原則」、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案し、近隣県の審議結果に左右されることなく、都道府県ごとに決定されるという原点を前提に慎重な審議が行われることをお願いしたい。</p> <p>② 今後の日程調整を行った。</p>		